

清州佐伯村おぼえ書 二

へ第十次・昌國佐伯開拓団小史ノ

會員 矢野徳弥

三、幹部の送考

分村が本決りになると、具体的に開拓団の結成準備を急がねばならなかつた。そこでまず決定しなればならぬのは、その指導者、わけても最高責任者となるべき、開拓団長の人選であつた。そしてこの人選は、非常におおむねおかしかつた。一歩おやまれば、分村計画そのものを振り出しに尻さねばならぬ心配があつた。

その頃、満洲農業移民は、第八次まで入植がすすみ、満洲各地には、百を越える開拓団があつた。しかし、すべてが開拓団の建設が、順調であるとはいへなかつた。数ある開拓団の中には、入植地の条件に恵まれず、また建設計画の内容に問題があつたりして、苦勞しているところが多かつた。

しかし、いっこうに建設の進ちよくをみない開拓団では、その中における人間関係の荒廢にこそ、その最大の原因があつた。入植者どうしの不和・抗争は、いかに及ばず、幹部への不信頼・不服従・排斥、はては現地住民との衝突……と、開拓に明け暮れて、建設を顧みない例が少なくなつた。もともと開拓地には、人間関係を志すかしくするような環境状況があつた。

日本内地と異なり、情景に乏しい、茫漠(ぼうぼく)とした荒野のある一地点に、たいていは鉄道沿線から数十キロ以上も離れ、そして言葉も通じない異民族に囲まれて、小さな孤立国の住人のような生活が強制される。電燈もラジオも新聞もなく、毎日毎日單調きわまる開拓の労働が続く。

こゝした情況の中では、たれしも心の奥底に、焦燥や不安の念が高じてくる。とくに家族を内地から呼ぶ以前の段階では、望郷の思いと重なって、極度の精神不安を招きやすい。(現地では、これを屯墮(とんた)病(びょう)とよんでいた。)こゝした時期に、幹部の指導方針にぐらつきがあつたり、私生活上とかく不信のことが見られると、怒り不満が一挙に爆発して、しばしば収拾し難い混乱を生むものである。

後のことに属するが、隣接の山口村開拓団でも幹部の交代があり、一時期、他の開拓団を追われた幹部の一人を、佐伯開拓団で受入れていた事実もある。

だから、開拓団の幹部、おけ、もその団長となる人物に要求される資格は、なんとし——開拓団の人間的信頼を確保することができ、その基礎の上に、全員の融和と団結を維持し、その力を盛り上げてあらゆる苦難に耐え、所期の建設計画を遂行し得る——のでなければならなかつた。そのためには当然、団員と共に、その地に骨を埋める決意が必要であつた。

こゝした條件もあつてか、幹部の人選は、相当難航したようであつた。

結局、分村を計画した直接の責任者である現職村長の中から、団長を出すということになり、最年少であり、また分村推進にとくに熱心であつた中野村長の矢野武吉(三十九才)が、その重責を背負わされることとなつた。

ついで関係村の役場職員の中から、事務担当者を出す
というところで、上野村書記の出納（三十三才）が經理指導
員に決まり、郡農會管下の農業技術員の中から、名護屋
村農會技手の金田豊（直見村、三三才）が理事指導員に決ま
り、ここに、三名の幹部が出そろった。このほか畜産指
導員（獸医師）が必要であったが、特殊な専門職であり
ついに確保することができなかった。

〔團長 矢野武吉〕

ここで、佐伯村の開拓團長である矢野武吉について少
し触れてみたい。実父筆考の父であり、このことにより少
の紙面を割くことは、身ぶいぎの誤りと犯す恐れなしと
しないが、佐伯開拓團の短かい歴史の中では、避けて通
れない存在であるため、若干触れておくことをお許し願
いたい。

まづ、この小篇に挙ぐる人名について、父の場合に
当然であるが、その他の方々についても敬称を省いてい
ることにお許しを乞うものである。

矢野武吉は、満州佐伯村の開拓團長の役を引き受ける
よう、最も熱心に口説いたのは、当時、県にあって満州
農業移民の担当であった、教務課主事の志藤新であった。
このことは戦後、毎日新聞社から出された『教職二十年
大分県の戦後史』の中に見えるが、ここでは省略する。
矢野武吉が、病筆を承知してこの大任を背負う決意をし
たことには、それなりの事情があった。

矢野武吉が村長としていた頃の農村は、昭和初期の經
済不況のしわ寄せを受け、窮乏のどん底にあり、中野村
もその例外ではなかった。

彼はその若さに任せて、各種の經濟更生施策と積極的
に取組んでみたものの、指導者の献身的な働きや、必

ぼう（強縫）的行政施策だけでは、どうにも乗り切れ
ぬ障壁に打ち当たっていた。絶対的な、耕地の不足がそれ
であった。「おまわりにも乏しい耕地に、おまわりにも多く
の人間がしがみついている——六十七町歩の水田、五十
七町歩の畑は、四百十八戸、二千二百三十二人（昭和十
四年末）を養うにはとてならない——」と彼は日夜苦悩し、
そして根本的対策を求めていた。このとき大日向村分
村のことを知ったのである。

長野県南佐久郡大日向村は、ちやうど中野村と同規模
の村で、養蚕と炭焼きで生活してきたが、このころ養蚕
の不振に加え、木炭原水用の村有林も切り尽くされて、
村民の生活は極度の窮乏に陥っていた。このため昭和十三年
から村内四百戸のうち、半分に当たる百八十九戸が、満
州吉林省四家房に集団移住し、ここに第二の大日向村を
建設したのであった。それはまさしく村を分けること、
つまり分村であった。拓務省、関東軍はこの移民方式を
非常に歡迎し、特別の援助をよそえて、満州農業移民のモ
デルとし、その成功を大きく宣伝するとともに、資料を
全国府県、市町村に配付して、分村推進による移民の送
出を強力に指導していた。

彼は、自分の村とあまりにもよく似た条件のこの村が、
苦悩の末決断したこの画期鈔な更生策に、ひどく心を動
かされ、資料を集めて、真剣に内容の検討を行なった。

そこで、まず中野村だけの、一村単独の分村を考えたい
が、実現の困難を思い、改善の策として、近隣町村との
連合によるブロック分村の構想を固めるに至った。

そしてこの構想を具体化する段階で、「持ち出した者に
最終の責任」が背負わされる覚悟は、すでにじゅうぶん
できていたといえよう。

彼が、開拓團長の役を受けねばならぬのは、いわば宿

命をたいたものであった。ただそれき、早く決断させた理由日、一体何だったろうか。

彼が村長の就任した翌年、支那事変が発生した。戦線は拡大に拡大を重ねて、泥沼の長期戦はいつていた。かつて彼を中心に、村の経済吏生運動に情熱を燃やした連中は、つぎつぎと召集されて大陸に送られ、村から壯年男子の姿は大部分消えていた。もう経済吏生どころではなかつた。聖戦貫徹が至上命令であつた。村長としての彼の任務は、老人・婦女子を激励して、ひたすら食糧増産に挺身することであつた。

折から欧州では第二次世界大戦の口火となつた大動乱が発生し、満州ではノモンハン事件があり、さらに日英会談も破裂し、日米通商航海条約が破棄されるなど、日本国家の前途が憂慮される、数多くの事件が発生していた。この年、新たに食糧の統制が始まり、國民徴用令が実施されて、兵役のない男子も、軍属や徴用工具として動員されるようになった。この徴用実施にあたり、初期の段階では、その徴用順位が、村長の内申によつて決められていたから、残される家族のことを思うと、村長矢野は堪え難く胸を痛めるものがあつた。

彼は従来の自分の役割りが、国家の負託に十分こたえるものでない——と考へていた。そして、もつと積極的な形で、この危難に赴く途を求めていたのである。

国策としての満州農業移民（鐵の戦士）の指導者として出ることは、この願ひを生かす最良の機会であり、今前線に身をかつての彼の盟友達とも、やつと同格になれりと信じたのである。彼にはへんにりちぎ（律義）などころがあつた。

「基幹先遣隊員の募集」

幹部の決定に次いで、基幹先遣隊員の募集が行なわれた。隊員は幹部と共に先祭して、開拓予定地に入り、本隊受け入れの事前設備を任務とするが、むしろ建設の全期を通じて、団の中核となる指導層を形成することに重点があつた。

そこで各村三名を割り当てたが、始めは志願者が少なく、前途の多難を思わせた。しかし、上野村の北山武雄がまず踏み切り、二月の終りまでに二十一名の定数が確保された。しかし切畑村はついに先遣隊員を一名も出さなかつた。

北山武雄は、後に先遣隊長として隊員をよく掌握し、後続の団員達にも強い指導力を見せ、团长以下の幹部を助けて、建設遂行に大きな役割りを果した。

次に、基幹先遣隊員の名簿を掲げておく。

- 北山武雄（隊長！上野村） 大友菊次郎（直見村）
- 三浦 一（川原水村） 所賀 勝（明治村）
- 児玉 環（明治村） 川野久造（明治村）
- 北山直之（上野村） 工藤光春（上野村）
- 大矢三郎（上野村） 矢野 到（上野村）
- 工藤弥助（中野村）
- 岡田登喜（中野村）
- 清田光之（因尾村）
- 柳井 光（因尾村）
- 柳井利夫（因尾村）
- 若林子太郎（直見村）
- 飛河善作（直見村）
- 高島藤太郎（直見村）
- 春山藤次（川原水村）
- 渡辺製炭重（川原水村）
- 柳井重永（川原水村）



〔開拓団の結成〕

三月九日、團長の出身地である中野村大字波寄の保食神社に、幹部・先遣隊員全員が集合し、異聞係者・關係村長等も参加して、嚴肅に佐伯村開拓団の結団式を行ない、またその壯途を祝した。

式終了後、隊員達は帰宅することなく、そのまま訓練のため、玖珠郡森町の尾籠農場に出發した。

また、遷れて三月二十七日、幹部達三名も、茨城県鏗淵村にある、滿蒙開拓幹部訓練所に入所すべく出發した。

内地に於ける訓練の重点は、集團生活と村体労働（主として開墾と、準軍事訓練）による精神の練成に重点があかれ、農本主義者加藤寛治の鼓吹する、皇國神道思想なるものが強調された。訓練は一か月で終了した。

ここで、注意を要するのは、訓練のための費用（主として食費代）は、日本内地における移民送出のため政府によつて設立された特殊法人、滿州移住協会が負担したが、幹部・隊員ともに、収入は途絶えることになり、留守家族の労働収入や、資産処分収入で、開拓成功まで食いつなげなければならなかつたことである。（ただし、幹部については、入植と共に、職員として、拓務省から給料が支払われていた。）

五月六日、七か村の合同主催による告別式をうけ、その翌日、門司港から乗船し、大連経由で滿州の土を踏み、幹部はハルビンの幹部訓練所へ、隊員は牡丹江省深豊鎮にある第一次移民村（開拓団の段階を終え、自治制を布いていた）の、基幹訓練所に入所し、八か月に及ぶ現地訓練に入った。

〔分村規程〕

分村とは、文字どおり村を分けることであり、所定の人員を村から送り出さねばならなかつた。その仕事もまた大変なものであつた。そのことと思わせる資料があるので、次に掲げてみよう。（すべて原文のまま）

南海部郡中野村分村規定

第一条 本村ハ經濟更生計畫ニ基キ滿州集團開拓民ニ因

リ分村ヲナスモノトス

第二条 分村落別年次別目標左表ニ示ス即チ分村戸數

六十戸、本村農戶數二百四拾戸トシテ不足耕地ノ

保持緩和ヲ図ルモノトス（表、省略）

第三条 分村移住者ニ對シテハ左記ニヨリ補助金ヲ交付ス

(一) 一家ヲ構ユルモノニ對シテハ金拾拾田シ一家

ヲ構ヘサルモノニ對シテハ金拾田ヲ給ス

第四条 村ハ分村移住者ノ請求ニヨリ其財産ノ処分管理

經營、並ニ負債ノ整理ヲ代行ス

第五条 前条ニヨリ財産処分ノ請求アリタル場合ハ經濟

更生委員ニ於テ其價格ヲ評決シ競売処分ス 但シ

競売價格ニシテ評価價格ニ滿タザル場合ハ村ニ於

テ買収シ自作農創設置地トナシ又ハ共同收益地ト

シテ事業団体ニ管理經營セシム

第六条 第四条ニ依リ財産ノ經營管理ノ請求ヲナスモノ

ハ左記條件ヲ以テ委託書ヲ提出スルモノトス（各

項ハ略す）

第七條 第四条ニヨリ負債請求アリタル場合ハ村ハ左記

ニヨリ代行スルモノトス

(一) 財産ナキ分村移住者ノ負債ニ對シテハ其誠意

(以下P下段Kフク)